

令和２年度中山間地域等直接支払制度の 近畿農政局管内の実施状況

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施しており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

令和２年度からは、第５期対策（令和２年度～令和６年度）として、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直した上で、新たなスタートを切りました。

近畿管内における令和２年度末時点の実施状況は、以下のとおりです。

近畿農政局管内の実施状況の概要

近畿農政局管内	
○交付市町村数	89 市町村
○協定数	2,079 協定
○交付面積	24,455 ｈ a
○交付総額	3,548 百万円

令和３年８月 ＨＰ公表

1. 交付市町村数

令和2年度に中山間地域等直接支払交付金を交付した市町村（以下「交付市町村」という。）は89市町村（対前年+2）です。これは協定を締結する上での指針となる促進計画を策定した93市町村の96%にあたります。

(単位:件数、%)

府県	令和2年度			
	市町村数	促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
		①	②	②/①
滋賀県	19	10	10	100%
京都府	26	17	16	94%
大阪府	43	—	—	—
兵庫県	41	27	27	100%
奈良県	39	14	13	93%
和歌山県	30	25	23	92%
近畿	198	93	89	96%

(参考) (単位:件数、%)

令和元年度		
促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
①	②	②/①
10	10	100%
17	16	94%
—	—	—
24	24	100%
14	14	100%
25	23	92%
90	87	97%

【対象となる地域】

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」の指定地域
- ② 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する地域

【対象となる農用地】

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内で、傾斜基準等を満たす農用地が、「1ha以上まとまって存在」、若しくは、「農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上」の農用地

【傾斜基準等】

- ① 田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上の勾配がある農用地（急傾斜）
- ② 田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満の勾配がある農用地（緩傾斜）
- ③ 自然条件により小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率（70%以上）の高い地域の草地
- ⑥ 傾斜地と同等の条件不利性を有する農用地（離島の平地、劣悪な土壌等）

【促進計画】

市町村は、以下の内容を定めた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成することができる

- ① 促進計画の区域、② 促進計画の目標
- ③ 実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項
- ④ 特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

2. 協定数

令和2年度に締結された協定は2,079協定（対前年-50）で、うち集落協定が2,071協定（対前年-50）、個別協定が8協定（対前年±0）となっています。

単価別に協定数をみると、集落協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は696協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は1,375協定となっています。

また、個別協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は3協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は5協定となっています。

(単位:件数)								(参考)	(単位:件数)		
府県	令和2年度							令和元年度			
	計	集落協定			個別協定			計	集落協定	個別協定	
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価					
滋賀県	162	160	11	149	2	1	1	151	149	2	
京都府	485	482	132	350	3	-	3	506	503	3	
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	590	590	139	451	-	-	-	573	573	-	
奈良県	288	288	164	124	-	-	-	309	309	-	
和歌山県	554	551	250	301	3	2	1	590	587	3	
近畿	2,079	2,071	696	1,375	8	3	5	2,129	2,121	8	

【協定・交付単価】

集落協定

複数の農業者等が、①協定の対象となる農用地の範囲、②構成員の役割分担、③集落マスタープラン、④協定で取り組む活動内容、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

個別協定

認定農業者等が、農用地の所有者と利用権の設定等又は農作業受委託契約を締結し、①協定の対象となる農用地、②設定権利等の種類、③設定権利者・委託者、④設定権利等の契約年月日・契約期間、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

基礎単価

集落協定にあつては、「農業生産活動等」及び「多面的機能増進活動」のみに取り組む場合、個別協定にあつては、「利用権の設定等」又は「農作業受委託」のみに取り組む場合の交付単価（8割水準）。

体制整備単価

上記の基礎単価に加え、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する場合（個別協定にあつては自作地に限る）の交付単価（10割水準）。

3. 交付面積

令和2年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は24,455ha（対前年-583）で、うち集落協定が24,423ha、個別協定が32haとなっています。

市町村が策定する促進計画に掲げられている交付の対象となる農用地の面積（以下「対象農用地面積」という。）は34,770ha（対前年-5,294）となっており、対象農用地面積に対する交付面積の割合（以下「交付面積率」という。）は、70.3%（対前年+7.8）となっています。

(単位:ha、%)

府県	令和2年度				
	交付面積			対象農用地面積 ②	交付面積率 ①／②
	①	集落協定	個別協定		
滋賀県	2,091	2,074	17	2,091	100.0%
京都府	5,049	5,039	9	5,321	94.9%
大阪府	-	-	-	-	-
兵庫県	5,539	5,539	0	5,695	97.3%
奈良県	2,684	2,684	0	3,988	67.3%
和歌山県	9,093	9,087	6	17,675	51.4%
近畿	24,455	24,423	32	34,770	70.3%

(参考) (単位:ha、%)

令和元年度		
交付面積 ①	対象農用地面積 ②	交付面積率 ①／②
1,744	2,405	72.5%
5,153	5,445	94.6%
-	-	-
5,317	7,739	68.7%
2,725	4,692	58.1%
10,099	19,783	51.0%
25,038	40,064	62.5%

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

農業振興地域農用地区域に占める交付面積の割合

○近畿全体

①農用地区域内農用地面積	186,253 ha
②対象農用地面積	34,770 ha
②／① = 18.7%	
③交付面積	24,455 ha
③／② = 70.3%	
③／① = 13.1%	

※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

	①農用地面積	農業振興地域農用地区域内の農用地面積 (R元. 12.31現在 近畿農政局調べ)
	②対象農用地	①のうち本制度の対象となりうる農用地面積 (R元実施状況) 山村振興法ほか7法及び都道府県知事が指定する特認地域であって促進計画を策定し、かつ、1ha以上の団地のうち田1/20以上、畑等15度以上等
	③交付面積	②のうち交付金が交付された農用地面積 (R2実施状況)

（１）単価別交付面積

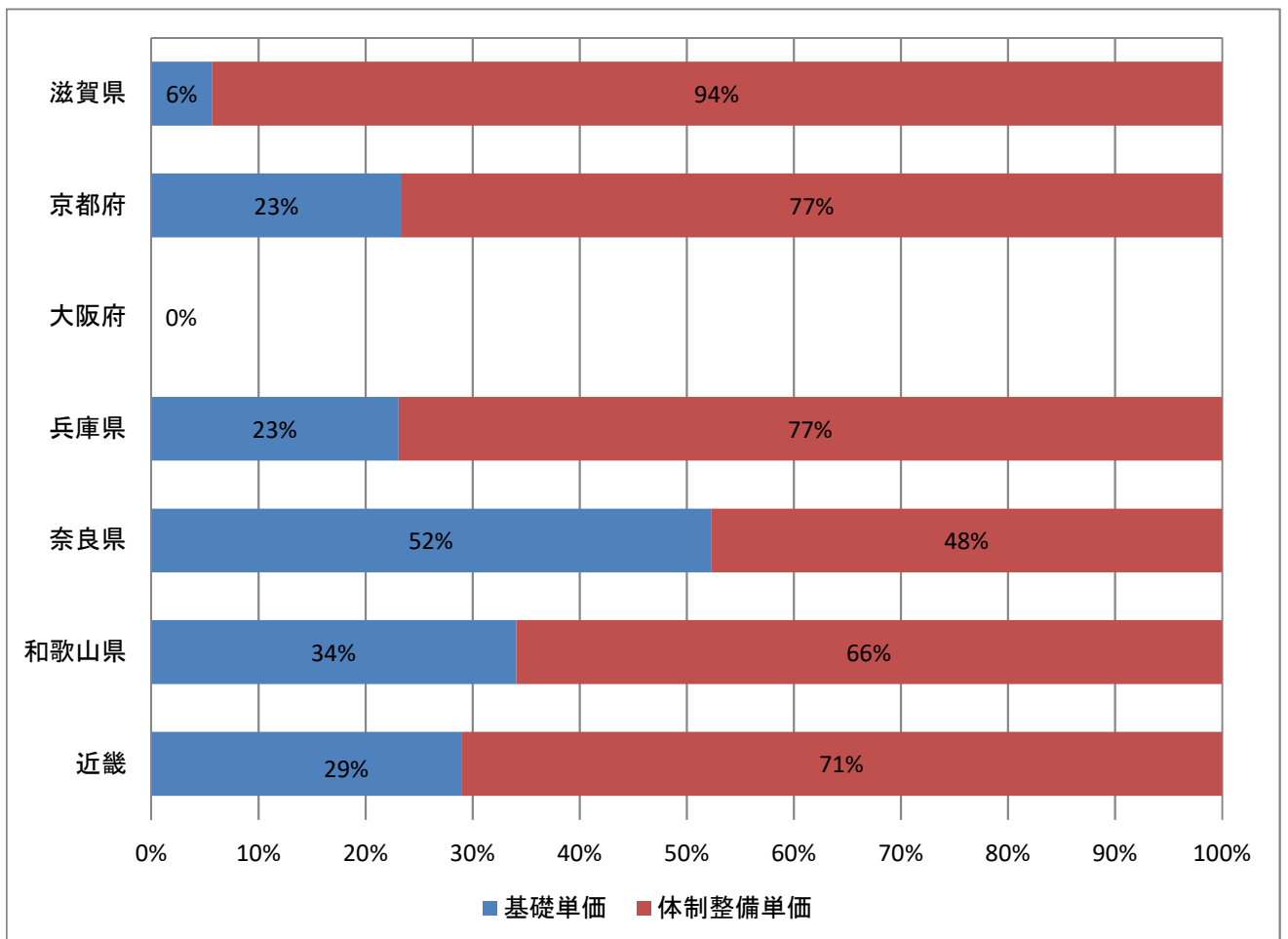
交付面積を交付単価別にみると、基礎単価による交付面積が 7,078ha（対前年-1,280）、体制整備単価による交付面積が17,377ha（対前年+697）となっています。
体制整備単価による交付面積は、交付面積全体の71%（対前年+4）を占めています。

（単位：ha）

府県	交付面積			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
滋賀県	2,091	118	1,973	2,074	108	1,967	17	10	7
京都府	5,049	1,180	3,869	5,039	1,180	3,859	9	-	9
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	5,539	1,279	4,259	5,539	1,279	4,259	-	-	-
奈良県	2,684	1,403	1,281	2,684	1,403	1,281	-	-	-
和歌山県	9,093	3,098	5,995	9,087	3,092	5,995	6	5	0
近畿	24,455	7,078	17,377	24,423	7,063	17,361	32	16	16

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

単価別交付面積の割合



(2) 地目別・基準別交付面積

交付面積を地目別・基準別にみると、田に対する交付面積が14,632ha（急傾斜9,423ha、緩傾斜5,191ha）、畑に対する交付面積が9,800ha（急傾斜9,419ha、緩傾斜378ha、高齢化率・耕作放棄率3ha）、草地は実績なし、採草放牧地に対する交付面積が23ha（急傾斜22ha、緩傾斜1ha）となっています。

(単位:ha)

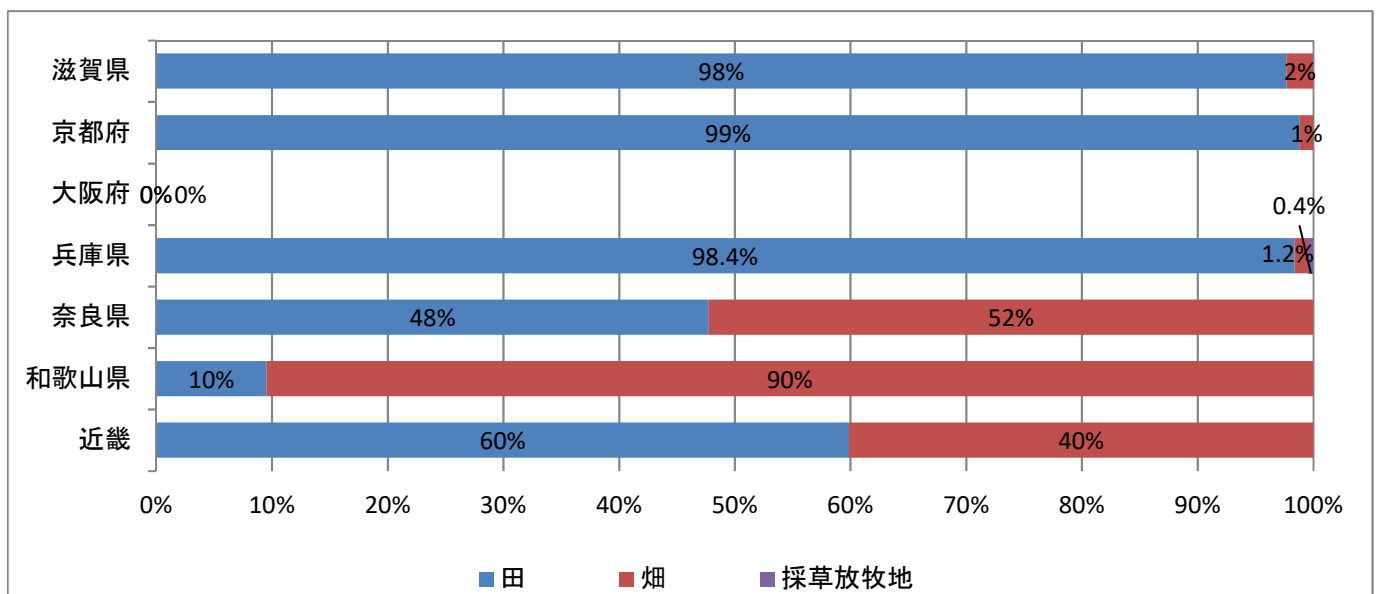
府県	交付面積	田						畑				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	小区画・不整形	8法地域内特認		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認	
滋賀県	2,091	2,043	965	1,078	-	-	-	48	48	-	-	-
京都府	5,049	4,990	1,970	3,003	18	-	-	58	51	8	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	5,539	5,449	4,912	538	-	-	-	66	30	37	-	-
奈良県	2,684	1,282	778	504	-	-	-	1,402	1,228	174	-	-
和歌山県	9,093	868	799	68	-	-	-	8,225	8,063	160	3	-
近畿	24,455	14,632	9,423	5,191	18	-	-	9,800	9,419	378	3	-

(単位:ha)

草地	急傾斜					8法地域内特認	採草放牧地	急傾斜			8法地域内特認
	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地	高齢化率・耕作放棄率				急傾斜	緩傾斜		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	23	22	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	23	22	1	-	-

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

地目別交付面積の割合



(3) 地目別交付面積率

対象農用地面積を地目別にみると、田が17,294ha、畑が17,453ha、草地がなし、採草放牧地が23haとなっており、地目別の交付面積率は、田が84.6%、畑が56.2%、草地がなし、採草放牧地が100%となっています。

【対象農用地面積】

(単位:ha)

府県	対象農用地 面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,091	2,043	48	-	-
京都府	5,321	5,085	236	-	-
大阪府	-	-	-	-	-
兵庫県	5,695	5,605	66	-	23
奈良県	3,988	2,335	1,654	-	-
和歌山県	17,675	2,227	15,448	-	-
近畿	34,770	17,294	17,453	-	23

【交付面積】

(単位:ha)

府県	交付面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,091	2,043	48	-	-
京都府	5,049	4,990	58	-	-
大阪府	-	-	-	-	-
兵庫県	5,539	5,449	66	-	23
奈良県	2,684	1,282	1,402	-	-
和歌山県	9,093	868	8,225	-	-
近畿	24,455	14,632	9,800	-	23

【交付面積率】

(単位:%)

府県	交付面積率	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
京都府	94.9%	98.1%	24.7%	0.0%	0.0%
大阪府	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
兵庫県	97.3%	97.2%	99.7%	0.0%	100.0%
奈良県	67.3%	54.9%	84.8%	0.0%	0.0%
和歌山県	51.4%	39.0%	53.2%	0.0%	0.0%
近畿	70.3%	84.6%	56.2%	0.0%	100.0%

※ 交付面積率 = 交付面積 / 対象農用地面積

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

【地目】

- 田 : たん水するための畦畔およびかんがい機能を有している土地
- 畑 : 田以外の農地で草地を除く畑（樹園地を含む）
- 草地 : 畑のうち牧草の栽培を専用とする畑
- 採草放牧地 : 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

4. 交付総額

令和2年度の交付金の総額は3,548百万円（対前年-13）で、基礎単価による交付額は800百万円、体制整備単価による交付額が2,748百万円となっています。体制整備単価による交付金額は全体の77%を占めています。

（単位：百万円、%）

（参考）（単位：百万円）

府県	令和2年度				
	交付金額	基礎単価		体制整備単価	
		交付額	交付金額に占める割合	交付額	交付金額に占める割合
滋賀県	308	15	5%	292	95%
京都府	658	120	18%	539	82%
大阪府	-	-	0%	-	0%
兵庫県	1,083	212	20%	871	80%
奈良県	318	145	46%	173	54%
和歌山県	1,180	307	26%	873	74%
近畿	3,548	800	23%	2,748	77%

令和元年度
交付金額
267
668
-
1,019
325
1,282
3,561

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5. 加算単価取組協定

令和2年度の交付金の上乗せ加算の適用を受けた協定は、棚田地域振興活動加算が12協定、超急傾斜農地保全加算が202協定、集落協定広域化加算が8協定、集落機能強化加算が37協定、生産性向上加算が67協定となっています。

（単位：件数、ha）

府県	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
滋賀県	1	40	8	59	3	105	4	112	8	162
京都府	2	18	25	119	2	57	11	243	16	355
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	-	-	91	593	1	20	16	290	30	464
奈良県	-	-	4	17	-	-	1	9	3	49
和歌山県	9	106	74	2,167	2	11	5	507	10	556
近 畿	12	164	202	2,955	8	194	37	1,162	67	1,586

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

6. 集落協定の動向

(1) 概要

令和2年度の1協定当たりの平均の交付面積は、12ha(対前年±0)となっています。平均の交付面積が最も高いのは和歌山県で、1協定当たり16haとなっています。

また、1協定当たりの平均の交付金額は171万円(対前年+3)、参加者1人当たりの平均の交付金額は7.6万円(対前年+0.5)となっています。

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額		協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	24	13	191	8.1	18	230	3,392
京都府	24	10	136	5.6	30	315	4,106
大阪府	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	22	9	184	8.2	22	205	4,012
奈良県	18	9	110	6.3	22	206	2,445
和歌山県	23	16	214	9.3	24	395	5,129
近畿	22	12	171	7.6	24	278	4,026

<参考(令和元年度)>

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額		協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	29	12	177	6.2	17	192	2,937
京都府	29	10	132	4.6	31	321	4,158
大阪府	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	21	9	178	8.3	24	222	4,247
奈良県	17	9	105	6.4	22	195	2,320
和歌山県	24	17	218	9.1	26	439	5,570
近畿	24	12	168	7.1	25	291	4,133

（２）農用地面積規模別集落協定数

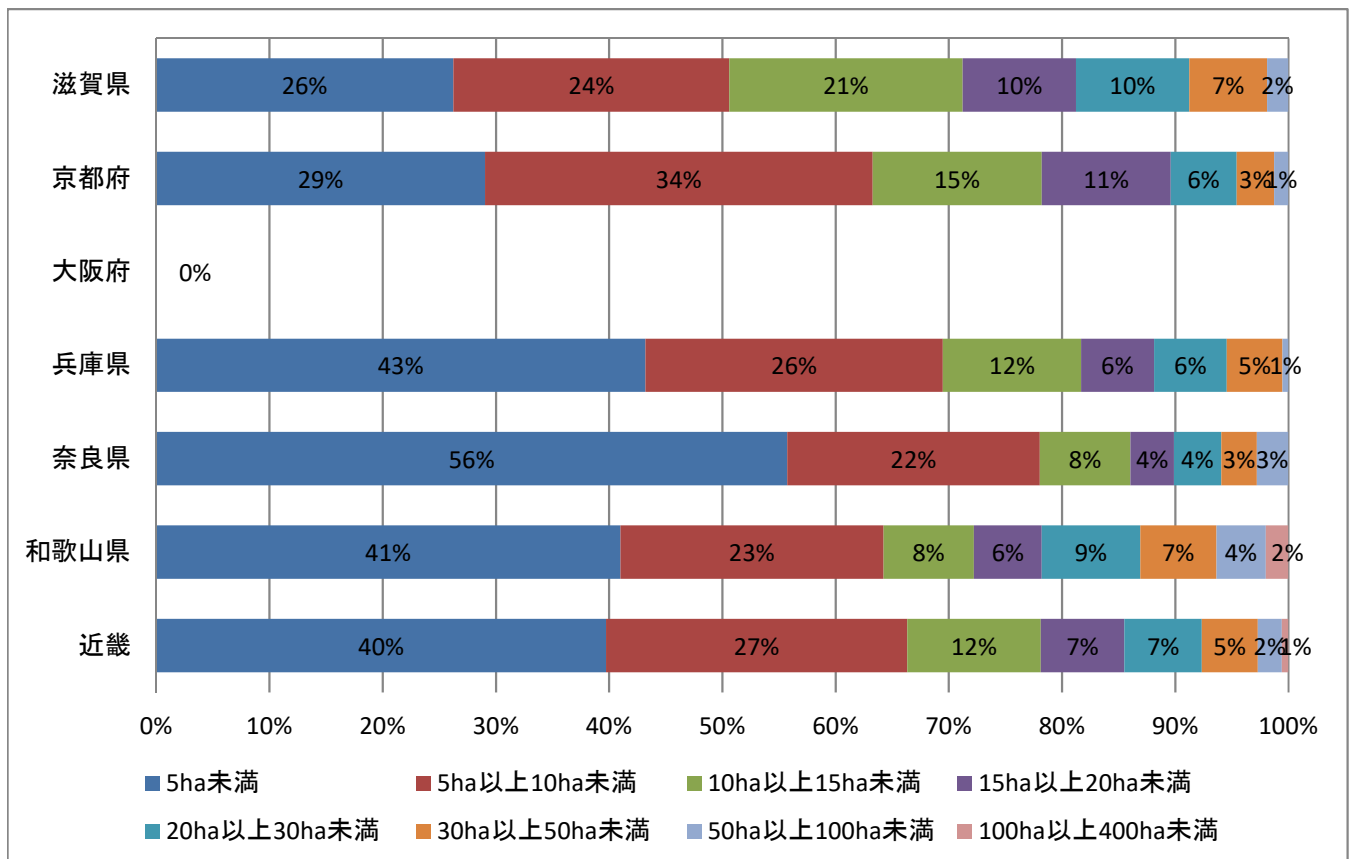
農用地面積規模別の集落協定数をみると、823協定が5ha未満の協定で、集落協定全体の40%にあたります。

一方、15ha以上の協定は453協定となっており、集落協定の22%にあたります。

(単位: 件数)

府県	計	農用地面積規模別の集落協定数										
		5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上50ha未満	50ha以上100ha未満	100ha以上400ha未満	400ha以上700ha未満	700ha以上1000ha未満	1000ha以上
滋賀県	160	42	39	33	16	16	11	3	-	-	-	-
京都府	482	140	165	72	55	28	16	6	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	590	255	155	72	38	38	29	3	-	-	-	-
奈良県	288	160	64	23	11	12	9	8	1	-	-	-
和歌山県	551	226	128	44	33	48	37	24	11	-	-	-
近畿	2,071	823	551	244	153	142	102	44	12	-	-	-

農用地面積規模別集落協定数の割合



(3) 集落協定の活動内容

ア) 集落マスタープランの内容（全協定）

集落の概ね10～15年後を見据えた将来像の策定及びそれを実現するための5年間の活動方策を位置付ける「集落マスタープラン」の内容をみると、集落の目指すべき将来像として「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す協定が1,791協定と最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」を目指す協定が482協定となっています。

(単位:件数)

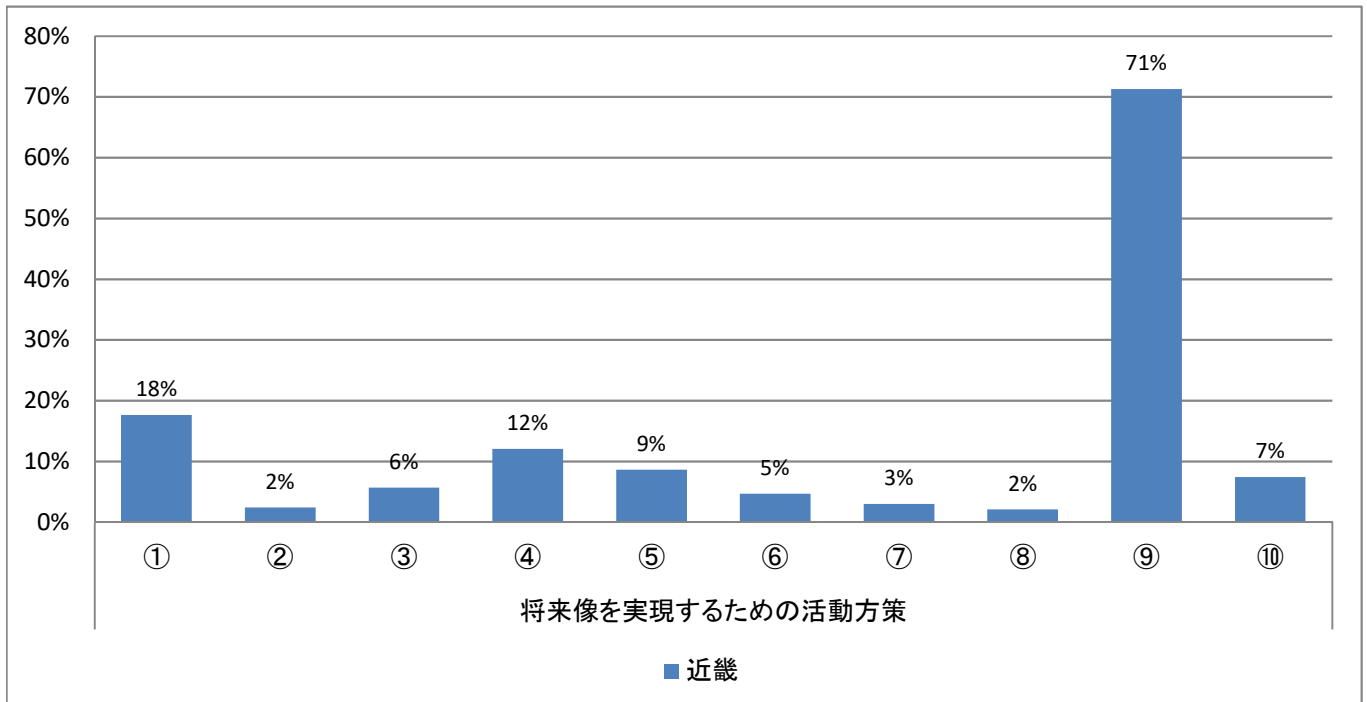
府県	集落協定総数	集落の目指すべき将来像			
		① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
滋賀県	160	149	26	3	11
京都府	482	426	170	26	18
大阪府	0	-	-	-	-
兵庫県	590	495	178	30	23
奈良県	288	273	40	11	4
和歌山県	551	448	68	23	73
近畿	2,071	1,791	482	93	129

また、上表の「集落の目指すべき将来像」と関連する「将来像を実現するための活動方策」には、農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制等の「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を掲げる協定が最も多く、1,476協定（集落協定総数の約71%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩ その他
滋賀県	160	31	2	8	21	18	3	4	-	128	6
京都府	482	127	16	13	97	64	24	16	2	338	13
大阪府	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	590	147	11	14	75	65	13	20	39	418	20
奈良県	288	33	4	18	42	21	12	6	1	216	12
和歌山県	551	27	17	65	15	11	45	16	1	376	103
近畿	2,071	365	50	118	250	179	97	62	43	1,476	154

将来像を実現するための活動方策の割合



注) ①～⑩は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の①～⑩を集落協定総数で除した値

イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項（全協定）

①農業生産活動等（必須事項）

農業生産活動等の必須事項である「耕作放棄の発生防止の活動」には、「農地の法面管理」に取り組む協定が1,464協定（集落協定総数の約71%）と最も多く、次いで「柵、ネット等の設置」（鳥獣被害防止対策）に取り組む1,341協定（同約65%）、「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む535協定（同約26%）の順となっています。

（単位：件数）

府県	集落協定総数	耕作放棄の発生防止の活動													
		①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧	③既荒廃農用地の林地化	④既荒廃農用地の保全管理	⑤農地の法面管理	⑥柵、ネット等の設置	⑦限界的農地の林地化	⑧簡易な基盤整備	⑨担い手の確保	⑩地場農産物の加工・販売	⑪土地改良事業	⑫自然災害を受けている農用地の復旧	⑬地目変換	⑭その他
滋賀県	160	25	—	—	—	130	140	1	15	12	3	—	2	—	1
京都府	482	167	2	3	28	337	365	1	34	16	7	—	—	—	5
大阪府	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	590	201	4	1	18	408	473	—	28	27	7	1	—	—	5
奈良県	288	70	—	—	27	158	176	—	19	3	—	—	—	—	—
和歌山県	551	72	—	1	74	431	187	—	51	4	5	1	—	—	14
近畿	2,071	535	6	5	147	1,464	1,341	2	147	62	22	2	2	—	25

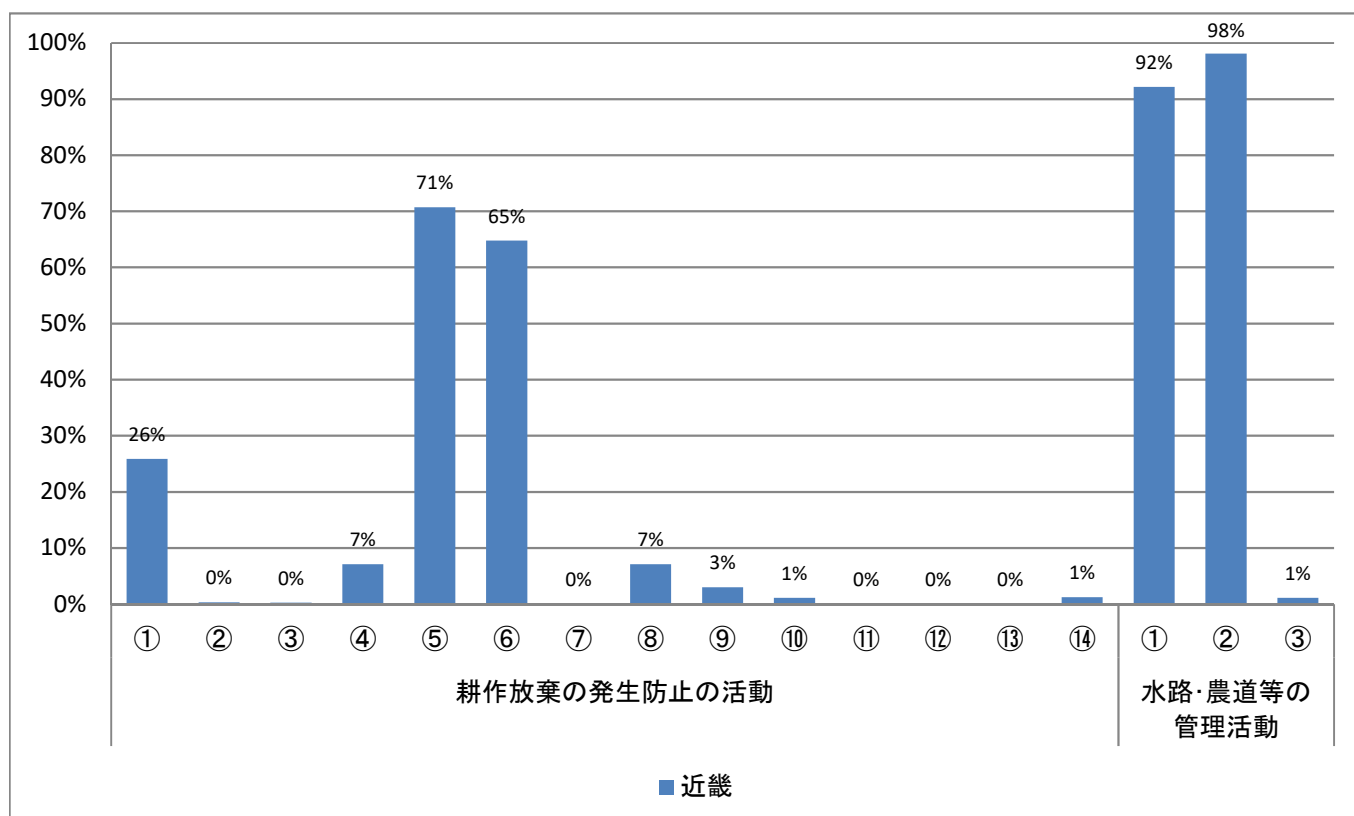
また、同じく必須事項である「水路・農道等の管理活動」には、「農道の管理」に取り組む協定が2,031協定（集落協定総数の約98%）、「水路の管理」に取り組む協定が1,909協定（同約92%）となっています。

（単位：件数）

府県	集落協定総数	水路・農道等の管理活動		
		① 水路の管理	② 農道の管理	③ その他の施設の管理
滋賀県	160	155	160	1
京都府	482	468	482	—
大阪府	0	—	—	—
兵庫県	590	586	586	4
奈良県	288	257	261	—
和歌山県	551	443	542	18
近畿	2,071	1,909	2,031	23

注）「③その他の施設の管理」には、「ため池や揚水機の管理」等がある。

農業生産活動等として取り組むべき事項の割合



注）耕作放棄の発生防止の活動①～⑭、水路・農道等の管理活動①～③は、前表の項目に対応した番号

各割合は、前表の耕作放棄の発生防止の活動①～⑭、水路・農道等の管理活動①～③を集落協定総数で除した値

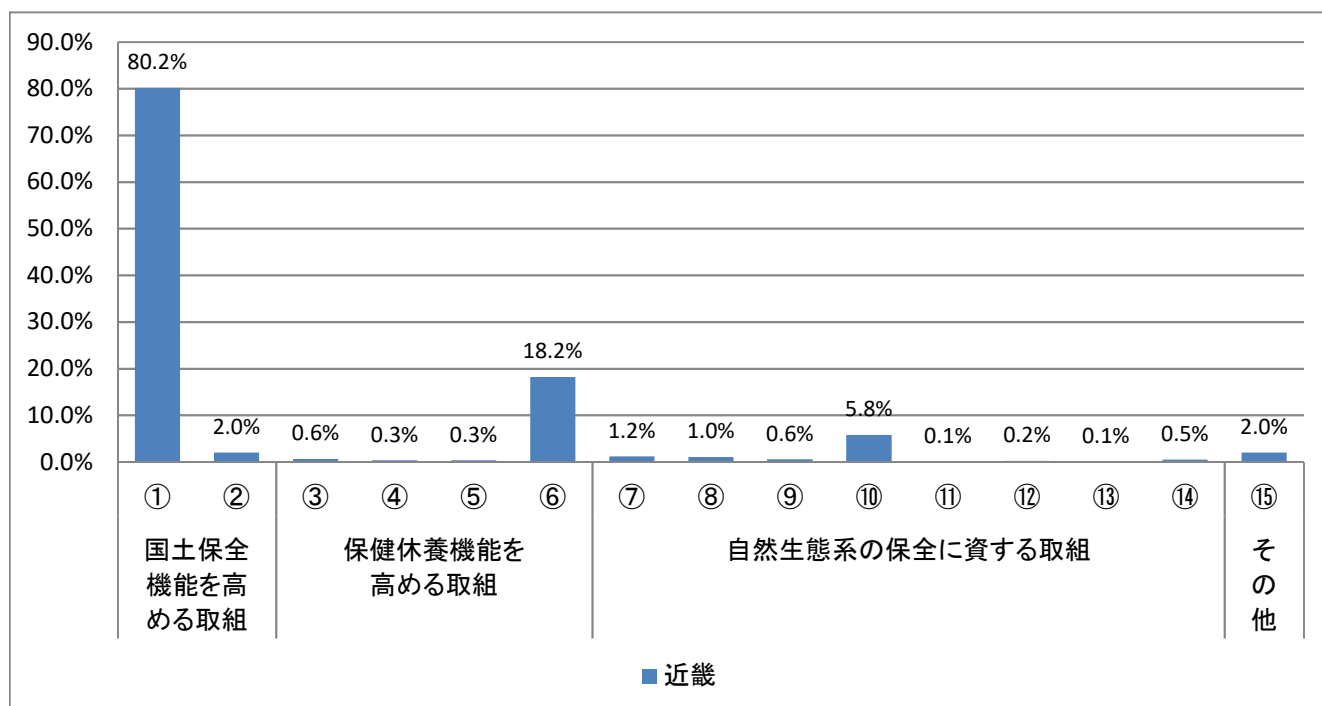
②多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

「多面的機能を増進する活動」には、「国土保全機能を高める取組」として「周辺林地の下草刈」を選択する協定が1,660協定（集落協定総数の80%）と最も多く、次いで、「保健休養機能を高める取組」として「景観作物の作付け」を選択する協定が377協定（同18%）となっています。

（単位：件数）

府県	集落協定総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組								⑮ その他活動
		① 周辺林地の下草刈	② 土壌流出に配慮した営農	③ 棚田オーナー制度	④ 市民農園等の開設・運営	⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	⑥ 景観作物の作付け	⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑧ 鳥類の餌場の確保	⑨ 粗放的畜産	⑩ 堆きゅう肥の施肥	⑪ 拮抗作物の利用	⑫ 合鴨・鯉の利用	⑬ 輪作の徹底	⑭ 緑肥作物の作付け	
滋賀県	160	123	5	3	-	-	32	2	3	1	6	-	-	2	-	5
京都府	482	360	9	3	1	6	102	11	9	2	28	2	3	1	1	6
大阪府	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	590	425	2	4	3	-	151	9	9	9	73	-	-	-	5	6
奈良県	288	273	3	2	1	-	32	-	-	-	4	-	-	-	-	-
和歌山県	551	479	23	1	2	1	60	3	-	-	9	-	1	-	4	25
近畿	2,071	1,660	42	13	7	7	377	25	21	12	120	2	4	3	10	42

多面的機能を増進する活動に取り組む内容の割合



注) ①～⑮は、上表の項目に対応した番号

各割合は、上表の①～⑮を集落協定総数で除した値

ウ) 農業生産活動等の体制整備（集落戦略の作成状況）

第5期対策から体制整備単価の要件となった集落戦略の作成状況については、作成期間の初年度でもあることから、体制整備単価協定数1,375 協定のうち「集落戦略を作成済み」が125協定（9%）となっています。

府 県	体制整備単 価取組協定 数	集落戦略策 定済み協定 数	策定割合
滋賀県	149	20	13%
京都府	350	4	1%
大阪府	－	－	0%
兵庫県	451	20	4%
奈良県	124	2	2%
和歌山県	301	79	26%
近 畿	1,375	125	9%

エ) 交付金の配分割合（全協定）

交付金の使途については、特に制限は設けられておらず、共同取組活動への配分や個人配分も可能です。

共同取組活動への配分割合をみると、管内では46.2%となっており、府県別では、京都府が69.9%、滋賀県が64.1%と高くなっています。

また、集落協定2,071のうち、共同取組活動への配分割合50%以上の協定が1,085協定（全体の約52%）と多くなっています。

（単位：％）

府県	共同取組活動への配分割合
	令和2年度
滋賀県	64.1 %
京都府	69.9 %
大阪府	－
兵庫県	53.4 %
奈良県	37.6 %
和歌山県	24.0 %
近畿	46.2 %

（単位：件数）

共同取組活動への配分割合別集落協定数						
計	0%	25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%未満	100%
160	12	12	20	43	10	63
482	7	14	63	159	24	215
－	－	－	－	－	－	－
590	11	67	159	225	27	101
288	51	56	51	101	10	19
551	88	219	156	71	5	12
2,071	169	368	449	599	76	410

交付金の共同取組活動への配分割合

